


# 「取って、使って、暮らしを便利に！」 マイナンバーカード 普及促進キャンペーン


**特典** **数量限定**  
※無くなり次第終了

## マイナンバーカードPR 「オリジナルマスクケース」プレゼント!



- 【対象者】**
- ①マイナンバーカードの申請または交付を受けられた方
  - ②既にマイナンバーカードをお持ちの方  
(マイナンバーカードの提示が必要です)
- ※特典は市民課(本館1階)でお渡しします。
- マイナンバーPRキャラクター「マイナちゃん」





## 「マイナンバーカード」の 主な利用シーン



 **住民票の写しなどを  
コンビニで!**  
※令和3年度 秋頃開始予定

**初回交付・更新「無料」**

 **行政手続や確定申告を  
オンラインで!**  
詳細はこちら▶ 

**「マイナポイント」が  
もらえる!**  
※令和3年3月31日まで!  
詳細はこちら▶ 

**徳島県  
限定!** **「マイナポイント」に  
独自上乘せ!**  
※令和3年2月28日まで!  
詳細はこちら▶ 

 **健康保険証として  
利用できる!**  
※令和3年3月開始  
詳細はこちら▶ 

**【問い合わせ先】**

- ・キャンペーンについて：徳島県政策創造部地方創生局Society5.0推進課 ☎088-621-2142
- ・マイナンバーカードの申請について：市民課 ☎22-2210 FAX22-2245
- ・マイナポイントについて：商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237

## 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請はお済みですか

基本給付①の給付については申請不要ですが、その他の給付を受けるには申請が必要です。まだ申請がお済みでない場合は、2月26日(金)までに子育て支援課(本館1階)へ申請してください。  
※支所では受け付けていません。申請に必要なものについては対象者により異なりますので、詳しくは問い合わせください。

令和2年12月に「ひとり親世帯臨時特別給付金」の再給付が行われることになり、12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている、または申請している方については、申請不要で再支給(給付額は1回目と同じ)をしています。今回申請する方は併せて申請可能です。

### 基本給付

- 【支給対象者】**
- 市内在住のひとり親世帯のうち、次の①から③のいずれかに該当する方
- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるひとり親世帯等の方
  - ②公的年金などの受給により令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る)
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した方



**【給付額】** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 追加給付

- 【支給対象者】**
- 基本給付①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が減少した方(生活保護受給者は対象になりません)。

**【給付額】** 1世帯5万円

●問い合わせ **子育て支援課** ☎22-2266 FAX22-2245

**消費者ひろば**

「相談に乗るだけでお金がもらえる」って本当?!

インターネットで「相談に乗るだけで報酬がもらえる」などの広告を見て会員登録をしたが、報酬を受け取ることができないといったトラブルが発生しています。

登録後、報酬を受け取るために必要であると、サービスの利用料金や手続き費用などを次々と請求され、指示に従いお金を支払ってしまいます。

不審に思っても、相談に乗っている相手などから「支払額も含めて後でお金をあげる」などと提案されたり、実際に少額のお金が振り込まれたりして、約束された報酬を受け取ることができると信じてしまいます。

見知らぬ人から簡単なやりとりだけでお金がもらえることはありません。相談に乗るだけでお金をあげるなどの言葉のみにせず、冷静に判断するようにしましょう。

**問い合わせ**

市消費生活センター(総務課内)  
☎36-11840  
消費者ホットライン  
FAX22-22244  
☎1188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。